

川越市立図書館管理規則の一部を改正する 規則（案）の概要について

令和2年12月

教育総務部 中央図書館

1 改正の趣旨

川越市立図書館管理規則（以下「管理規則」といいます。）は、休館日や利用時間、利用方法などの事項を定めることにより、円滑な施設運営を図ることを目的として制定しております。

このたびの改正は、休館日に関する規定について管理規則の一部を改めることにより、市民サービスの向上を図る目的で行おうとするものです。

2 改正の主な内容

令和3年の東京オリンピック・パラリンピック開催に関連し、国民の祝日に関する法律の特例が改正され、令和3年に限り、「海の日」が7月22日に、「スポーツの日」が7月23日に定められました。

管理規則では、「海の日」及び「スポーツの日」の翌日を休館日と定めているため、特例の適用によって、令和3年7月23日及び7月24日は休館日とすることになります。

しかしながら、今回の改正は東京オリンピック・パラリンピック開催に関する限定的なものであるため、市民の方の利便性を考慮し、令和3年に限り、「海の日」及び「スポーツの日」の翌日を開館しようとするものです。

3 規則（案）の施行予定期日

令和3年3月1日から施行しようとするものです。